

			15平方メートルを超えるもの ス 工場(法別表第2(と)項第3号に規定するものに限る。)
(2)	建築物の容積率の最低限度		
(3)	建築物の建蔽率の最低限度		
(4)	建築物の敷地面積の最低限度	3,000平方メートル。ただし、公衆電話所、公衆便所又は路線バスの停留所の上家の用途に供するものについては、この限りでない。	1,000平方メートル。ただし、公衆電話所、公衆便所又は路線バスの停留所の上家の用途に供するものについては、この限りでない。
(5)	壁面の位置の制限	2メートル。ただし、外壁等の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 公衆電話所又は公衆便所 イ 路線バスの停留所の上家 ウ 渡り廊下その他これに類するもの エ 物置、自動車車庫その他これらに類する附属建築物	1メートル(市道7,185号に面する部分は2メートル)。ただし、外壁等の面からの後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 ア 公衆電話所又は公衆便所 イ 路線バスの停留所の上家 ウ 駐車場の管理の用途に供するもの
(6)	建築物の高さの最高限度	地盤面から31メートル	地盤面から31メートル
(7)	建築物の形態又は意匠の制限		
(8)	へい等の構造の制限	へい等で道路に面するものは、	へい等で道路に面するものは、

限	<p>地盤面からの高さが1.5メートル以下の網状その他これに類する形状のもの。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>ア 危険物の貯蔵又は処理の用途に供するものの周囲に設けるへい等で、当該施設の設置に関する法令等でその設置が義務付けられているもの</p> <p>イ 壁面の位置の制限に掲げた距離以上に後退した位置に設けるへい等で、当該後退部分(出入口部分及び敷地内の歩道状空地の部分を除く。)に植栽等を設けたもの</p> <p>ウ ごみ集積場の周囲に設けるもの</p> <p>エ 警察署の周囲に設けるもの</p>	<p>地盤面からの高さが1.5メートル以下の網状その他これに類する形状のもの。ただし、次のいずれかに該当するものについては、この限りでない。</p> <p>ア 危険物の貯蔵又は処理の用途に供するものの周囲に設けるへい等で、当該施設の設置に関する法令等でその設置が義務付けられているもの</p> <p>イ 壁面の位置の制限に掲げた距離以上に後退した位置に設けるへい等で、当該後退部分(出入口部分及び敷地内の歩道状空地の部分を除く。)に植栽等を設けたもの</p> <p>ウ ごみ集積場の周囲に設けるもの</p> <p>エ 警察署の周囲に設けるもの</p>
---	---	---